

議案第 3 4 号

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 5 月 1 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 水道事業管理者について、令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までの間、給料月額を 1 0 0 分の 9 0 に減額したいため。

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

交野市水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和50年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年5月1日から令和2年6月30日までの間における給料月額に関する特例）

- 5 令和2年5月1日から令和2年6月30日までの間における管理者の給料の月額は、前項の規定にかかわらず、同項中「100分の95」とあるのは「100分の90」とする。ただし、第3条及び第6条の規定を適用する場合における給料の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。